

空調用 A 契約

平成 2 9 年 4 月 1 日

因の島ガス株式会社

目次

1. 目的	1
2. 用語の定義	1
3. 適用条件	1
4. 契約の締結	2
5. 使用量の算定	3
6. 料金	3
7. 単位料金の調整	3
8. 名義の変更	3
9. 契約の変更または解消	4
10. 本支管工事費の清算	5
11. 緊急調整時の措置	5
12. その他	5
付 則 1. 実施の期日	5
別 表 1. ガス料金の算定方法	5
2. 料金表	7

1. 目的

この契約は、負荷調整を推進しつつ当社の製造・供給設備の効率的利用を図り、以って合理的・経済的なガス需給の確立に資することを目的といたします。

2. 用語の定義

- (1) 「契約使用可能量」とは、空調用熱源機の全定格入力（キロワット）を標準熱量（メガジュール）で除し3.6を乗じた値をいいます（小数点以下切捨て）。但し1立方メートル未満の場合は1立方メートルとします。
- (2) 「空調機器」とは、消費機器のうちエネルギー源としてガスを使用する空調用熱源機をいいます。
- (3) 「契約月別使用量」とは契約開始使用月から終了使用月までの契約で定める月別使用予定量をいいます。
- (4) 「契約年間使用量」とは契約月別使用量の合計をいいます。
- (5) 「契約年間引取量」とは契約で定めるお客さまの1年間において引取らなければならない使用量をいいます。
- (6) 「その他期」とは4月使用分（3月検針日の翌日から4月検針日まで）から11月使用分（10月検針日の翌日から11月検針日まで）の8か月の間をいいます。
- (7) 「冬期」とは12月使用分（11月検針日の翌日から12月検針日まで）から3月使用分（2月検針日の翌日から3月検針日まで）の4か月の間をいいます。
- (8) 「最大需要期」とは12月使用分（11月検針日の翌日から12月検針日まで）から3月使用分（2月検針日の翌日から3月検針日まで）までの4か月の間をいいます。
- (9) 「最大需要月」とは最大需要期における契約月別使用量が最も多い月をいいます。
- (10) 「契約年間負荷率」とは次の算式により算定した割合をいい、パーセントで表示します。（小数点以下切り捨て）

$$\text{契約年間負荷率} = \frac{\text{年間の1か月当たり平均契約使用量}}{\text{最大需要期の1か月あたりの平均契約使用量}} \times 100$$

- (11) 「消費税等相当額」とは、消費税法にもとづき消費税が課される金額に、消費税法にもとづく税率を乗じて得た金額、および地方税法にもとづき地方消費税が課される金額に、地方税法にもとづく税率を乗じて得た金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。
- (12) 「基本料金」とは別表に定める定額基本料金と流量基本料金の合計をいいます。
- (13) 「単位料金」とは、8に定める基準単位料金または調整単位料金をいいます。

3. 適用条件

お客さまが、次のすべての条件を満たす場合には当社に対してこの契約の適用を申し込

むことができます。

- (1) 空調用熱源機のエネルギー源としてのガス使用量を算定する専用のガスメーターを設置すること。
- (2) 設置する空調用熱源機の使用予定に基づいて契約使用可能量及び契約月別使用量を定めることができる需要であること。
- (3) 契約年間使用量が契約使用可能量の600倍（小数点以下切り捨て）以上であること。
- (4) 契約年間引取量が契約年間使用量の70パーセント以上であること。
- (5) 契約年間負荷率が75パーセント以上であること。
- (6) 不測の需給逼迫等の緊急時において当社が必要と認めた場合は、一般需要に先立って緊急調整（供給の制限又は停止）に応じられる需要であること。

4. 契約の締結

- (1) お客さまは、この契約にもとづき当社と協議のうえ、適用する供給条件を定めた空調用A契約を契約していただきます。
- (2) お客さまは、新たにこの契約にもとづきガスの使用を申し込む場合またはその後の契約更新に際し契約内容を変更しようとする場合には、当社は空調用熱源機の規模、同一業種の負荷実態、過去の実績等を参考にして、お客さまとの協議によって次の契約使用量を定めるものとします。
 - ① 契約使用可能量
 - ② 契約年間使用量
 - ③ 契約年間引取量
 - ④ 契約月平均使用量
 - ⑤ 契約月別使用量
- (3) 契約期間は次のとおりといたします。
 - ① 新たにガスの使用を開始した場合は、料金の適用開始の日から同日が属する月の翌月を起算月として12か月目の月の検針日までといたします。
 - ② 契約種別を変更した場合は、変更後の契約の契約期間は、契約種別の変更の日の翌日からその変更の日の属する月の翌月を起算月として12か月目の月の検針日までといたします。ただし、契約期間満了時において当社とお客さまの双方が契約内容について異議のない場合には、契約は、契約期間満了日の翌日からその満了日の属する月の翌月を起算月として12か月目の月の検針日まで同一条件で継続するものとし、以降も同様といたします。
- (4) 本契約の契約期間満了前に解約または小売供給約款に定める料金への変更をしたお客さまが、再度同一需要場所で本契約の申し込みをする場合、その適用開始の希望日が

過去の契約の解約の日または契約種別の変更の日から1年に満たない場合には、当社は、その申し込みを承諾しないことがあります。ただし、設備の変更または建物の改築等のための一時不使用による解約または契約種別の変更の場合はこの限りではありません（(5)において同じ）。

- (5) 当社は、本契約の契約期間満了前にこの契約に定める他の契約種別または他の契約（小売供給約款に定める料金を除きます。）への変更を申し込みされた場合には、その申し込みを承諾しないことがあります。

5. 使用量の算定

各月使用分の使用量は、前月の検針日および当該月の検針日におけるガスメーターの読みにより算定いたします。

ただし、当該月の検針日以降、当該月内に解約を行った場合には、当該月の検針日および解約を行った日のガスメーターの読みにより算定いたします。

6. 料金

- (1) 料金の支払期限につきましては、支払義務発生日の翌日から起算して50日以内といたします。
- (2) 当社は、別表の料金表を適用（料金表の定額基本料金、流量基本料金、基準単位料金又は7の規定により調整単位料金を算定した場合はその調整単位料金を用います）して、ガス料金を算定します。
- (3) お客様の都合や契約違反により本契約を契約期間中に解消した場合、又はガスの使用を一時停止した場合、その月の基本料金は（2）にもとづく1か月当たりの基本料金全額とし、従量料金は（2）の従量料金に準じて算定いたします。

7. 単位料金の調整

- (1) 当社は、毎月、(2) ②により算定した平均原料価格が(2) ①に定める基準平均原料価格に対して上回り又は下回る場合は、次の算式により別表の料金表の基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用してガス料金を算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、別表の1(4)のとおりといたします。

イ. 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位料金（1立方メートル当たり）

$$= \text{基準単位料金} + 0.089 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円} \times (1 + \text{消費税率})$$

ロ. 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金（1立方メートル当たり）

$$= \text{基準単位料金} - 0.089 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円} \times (1 + \text{消費税率})$$

(備考)

上記イ、ロの算式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は切り捨ていたします。

(2) (1)の基準平均原料価格、平均原料価格、原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

① 基準平均原料価格 (トン当たり)

69,130円

② 平均原料価格 (トン当たり)

別表の1(4)に定められた各3か月間における貿易統計の数量及び価額から算定したトン当たりLNG(一般用)平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。)とLPG平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。)をもとに次の算式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。

(算式)

$$\begin{aligned} \text{平均原料価格} &= \text{トン当たりLNG(一般用)平均価格} \times 0.9738 \\ &+ \text{トン当たりLPG平均価格} \times 0.0284 \end{aligned}$$

③ 原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。

(算式)

イ. 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{平均原料価格} - \text{基準平均原料価格}$$

ロ. 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{基準平均原料価格} - \text{平均原料価格}$$

8. 名義の変更

お客さま、または当社が契約期間中に第三者と合併し、またはその事業の全部もしくはこの契約に関係ある部分を第三者に譲渡する場合には、お客さま、または当社はこの契約をその後継者に承継させ、かつ後継者の義務履行を相手方に保証するものといたします。

9. 契約の変更または解消

(1) お客さまのガス使用計画に変更がある場合には、契約期間中であっても、双方協議してこの契約を変更または解消することができるものといたします。

(2) 当社に契約違反があった場合、またはお客さまに契約違反があった場合(3の適用

条件を満たさなくなった場合を含む)には、契約期間中であっても相互に契約を解消できるものといたします。

10. 本支管工事費の精算

本支管工事を伴う新增設後1年未満の契約期間中において契約を解消するとともにガスの使用を廃止する場合には、当社は、原則としてその本支管の新增設工事にかかわる当社負担額に消費税等相当額を加えたものを全額申し受けます。

11. 緊急調整時の措置

一般需要に先立って緊急調整に応じていただいた場合には、別表の料金表の基本料金を次の算式によって割引いたします。

(1) 定額基本料金割引額

$$= \text{定額基本料金} \times \frac{\text{調整時間}}{\text{当該月の時間数}} \times \frac{\text{1時間当たりの平均調整量}}{\text{契約使用可能量}}$$

(2) 流量基本料金割引額

$$= \frac{\text{流量基本料金単価}}{\text{契約最大使用量}} \times \frac{\text{調整時間}}{\text{当該月の時間数}} \times \frac{\text{1時間あたりの平均調整量}}{\text{契約使用可能量}}$$

12. その他

その他の事項については、小売供給約款を適用いたします。

付 則

1. 実施の期日

本契約は、平成29年4月1日から実施いたします。

(別表)

1. ガス料金の算定方法

- (1) ガス料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。
- (2) 基本料金は、定額基本料金と流量基本料金の合計といたします。流量基本料金は流量基本料金単価に契約使用可能量を乗じた額といたします。
- (3) 従量料金は、基準単位料金または7の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。
- (4) 調整単位料金の適用基準は、次のとおりといたします。

- ① 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間のガス料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格にもとづき算定

- した調整単位料金を適用いたします。
- ② 料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間のガス料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ③ 料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間のガス料金の算定にあたっては、当年1月から当年3月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ④ 料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間のガス料金の算定にあたっては、当年2月から当年4月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑤ 料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間のガス料金の算定にあたっては、当年3月から当年5月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑥ 料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間のガス料金の算定にあたっては、当年4月から当年6月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑦ 料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間のガス料金の算定にあたっては、当年5月から当年7月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑧ 料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間のガス料金の算定にあたっては、当年6月から当年8月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑨ 料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間のガス料金の算定にあたっては、当年7月から当年9月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑩ 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間のガス料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑪ 料金算定期間の末日が2月1日から2月28日（うるう年は2月29日）に属する料金算定期間のガス料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑫ 料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間のガス料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- (5) 料金算定期間の末日が4月1日から11月30日に属する場合にはその他期定額基本料金・その他期流量基本料金を、12月1日から3月31日に属する場合には冬期定額基本料金・冬期流量基本料金を適用いたします。

2. 料金表

① 定額基本料金

	冬期	その他期
1 か月につき	32,400.00 円 (税込)	27,000.00 円 (税込)

② 流量基本料金

	冬期	その他期
1 立方メートルにつき	540.00 円 (税込)	410.40 円 (税込)

③ 基準単位料金

1 立法メートルにつき	117.65 円 (税込)
-------------	---------------

④ 調整単位料金

③の基準単位料金をもとに、7の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

ガス需給契約書 (空調用A契約)

(以下甲という。)と因の島ガス株式会社(以下乙という。)は甲のガス需給について次のとおり契約を締結する。

項目		熱量	46メガジュール
契約 使用 量 等	契約使用可能量		m ³
	契約年間使用量		m ³
	契約年間引取量		m ³
	契約月平均使用量		m ³
	契約年間負荷率		%
	年 月(検針月)		契約月別使用量
			m ³
			m ³
			m ³
			m ³
			m ³
			m ³
			m ³
			m ³
設 備	空調用熱源器の型式		
	空調用熱源基の能力		KW

需給場所	
契約有効期間	
検針日	

- 1.本契約の有効期間満了の2ヶ月前までに、甲・乙双方において何等の申出がない場合は、本契約満了の翌日から更に1ヶ年有効とし、その後の期間についても同様とします。
- 2.本契約の締結により、これ以前に契約していたガス需給契約(他選択約款のものを含む)は、本契約の発生と同時にその効力を失うものとします。
- 3.本契約に記載されていない事項については、乙の選択約款(空調用A)契約および乙の一般ガス供給約款によります。

上記契約締結の証として本書2通を作成し、甲・乙各その1通を保有する。

平成 年 月 日

需要者(甲)

供給者(乙) 広島県尾道市因島田熊町5037
 因の島ガス株式会社
 TEL 0845-22-2222